

第10回総会 議事録

総会開会時刻 令和6年4月26日（金曜日）午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

(農業委員の出席)

1番 一柳 泰徳	2番 朝日 貴光	3番 西良 利彦	5番 金西 章
6番 原 美智子	7番 島田 正明	9番 樋富 美行	10番 山越 典子
11番 賀出 勝也	14番 川瀬 益栄	15番 船越 康博	16番 井村 美江
19番 青木 正廣			

(農業委員の欠席者)

4番 前原 良行	8番 豊田 泉朱	12番 増井 道宏	13番 服部 雅基
17番 森 博之	18番 村岡 宇都美		

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 桑村 善彦	2区 前島 義夫	3区 松本 雅史	3区 中西 信之
5区 塚井 威史	6区 雲井 正博	8区 手塚 博	9区 岡崎 勢一
10区 宮城 仁	10区 里村 雅博		

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

4区 柳生 敬治	5区 宮田 芳和	6区 市山 賢光	7区 森吉 憲三
7区 徳山 守	9区 吉積 幸二		

(出席者)

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

- 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」
- 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」
- 議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」
- 議案第4号「非農地証明願について」

議案外

- 報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」
- 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

総会開始 午後1時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第10回総会を開催いたします。
議事に入る前に議事録署名者に、2番朝日貴光委員、11番賀出勝也委員をご指名いたします。
よろしくお願いいたします。

なお、4番前原委員、8番豊田委員、12番増井委員、13番服部委員、17番森委員、18番村岡委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数は、4件、10筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田3筆、合計面積5,000㎡、労力不足による所有権移転の申請です。

譲渡人が高齢となり、農地を手放すことを検討していたところ、譲受人との間で所有権移転の話がまとまり、農地法第3条の許可申請が提出されました。

なお、譲受人は、小松島市内で耕作している農地はないのですが、〇〇で6反弱の耕作をされているということです。〇〇農業委員会には、所有農地等の耕作をしていることを確認済みでございます。

以上のことから、譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の島田委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

7番 島田委員

田浦の島田です。現地、3筆とも見てきました。〇〇の方は、若干雑草が生えているような状態ですが、〇〇の方は防草シートを敷いてあって、雑草はないという状態です。まあ、3筆とも問題ないと思いますので、審議のほど宜しくお願いします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。
異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。
次の整理番号2番については、15番の船越委員が利害関係人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、退席を求めます。

（船越委員退席）

議長（青木会長）

それでは、審議内容を説明してください。

事務局（次長）

整理番号2番、田4筆、3,862㎡、畑1筆、211㎡、合計面積4,073㎡、あっせんによる所有権移転の申請です。

この案件は令和5年2月開催の第32回総会において、吉積委員と岡崎委員の両委員が斡旋委員となり、あっせん成立に向けて活動していただいていたものです。この1年余りの間に、あっせん対象者となる方にお声がけいただいた結果、条件等が折り合わず、なかなかあっせん成立にいたらず、譲渡人は、やむなく取下げを検討されておりました。この度、このような経緯を聞いた譲受人は、もともと申請地のほとんどの農地を借り受けていたということもあり、他に希望する農業者がいないのであれば、買受を希望したいということで、申し出られたということです。その後、譲渡人と譲受人との間で売買の話がまとまったため、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の船越委員さんは利害関係人となりますので、公正を期すため、近隣の担当委員である川瀬委員をご指名させていただきます。何か補足事項があればお願いいたします。

14番 川瀬委員

坂野の川瀬です。現地確認に行っていました。双方で話し合いができておりまして、何の問題もございませんので、ご審議のほど宜しくお願いいたします

議長（青木会長）

それでは、整理番号2番の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号2番は、原案どおり可決と認めます。

それでは、15番、船越委員の復席を求めます。

(船越委員復席)

議長（青木会長）

引き続き、整理番号3番について、審議内容の説明をしてください。

事務局（次長）

整理番号3番、田1筆、面積2,371㎡、あっせんによる所有権移転の申請です。

この案件につきましても、令和5年2月開催の第32回総会において、吉積委員と岡崎委員の両委員が斡旋委員となり、あっせん対象者となる農業者の方に働きかけをしていただいたものです。

こちらの申請地につきましては、斡旋申請者である譲渡人と譲受人との間で売買の話がまとまり、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の船越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

15番 船越委員

坂野の船越です。譲受人と譲渡人は近所で、譲受人の方は、もともとこの辺りでも農地を耕作しているので、何ら問題はないと思いますので宜しくお願いします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号3番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号3番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号4番について、審議内容の説明をしてください。

事務局（次長）

整理番号4番、田1筆、面積1,202㎡、農業廃止による所有権移転の申請です。

譲渡人は、農業廃止のため、ほとんどの農地をあっせんによる譲渡を希望しましたが、本申請

地は、市街化区域農地のため、あっせんの対象とはなっておりませんでした。

そこで、あっせんとは別に、買受人を探していたところ、整理番号3番と同じ譲受人との間で所有権移転の話がまとまり、農地法第3条の許可申請が提出されました。

譲受人は取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の船越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

15番 船越委員

船越です。この農地はあっせんにはかからなかった市街化区域なんですが、両方で話し合いができましたので、何も問題なかったと思いますので、宜しくお願いします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号4番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号4番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第1号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、申請件数は5件、6筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田1筆、転用面積131㎡、転用目的は農機具置き場兼進入路でございます。

申請者は、家族で大規模に農業を営んでいる認定農業者のご子息でございます。

申請地は、小松島市立〇〇小学校より東へ約40mの位置にあり県道〇〇号線に隣接し、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、既に除外が行われており現在は白地となっています。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地ということで2種農地と判断されます。

申請地南側に隣接する〇〇、〇〇は申請者の父、〇〇が所有している田で、そのさらに南側の農地は申請人が利用権設定による賃借により耕作をしています。そのことから申請地は農作業を行う上で耕作機器の保管場所として適しており、また、ここよりこれらの農地に容易に進入することが可能であります。そのことから、土地所有者と協議をしたところ、土地所有者は農業の縮小を考えていたとのことからこの度の5条申請に至りました。

転用を行うために必要な資力については、現況のまま利用いたしますので、土砂等の搬入はなく費用は発生いたしません。また、既に、農機具2台分程度であります但しコンクリート舗装を施していることから、土地所有者である〇〇氏より今後農地法を遵守するとの始末書が提出されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、隣接農地は申請人の父が所有しており、また、今後も現況のまま利用するとのことで、これまで営農への支障はありませんでした。

事業計画書によると、上水道の設備は設置せず、排水等については地下浸透にて行うとされております。また、〇〇土地改良区より転用について意見書の提出を受けております。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

この案件の担当は、私になりますので、補足させていただきます。

この件につきましては、何もございませんので、ご審議を宜しく願います。

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号2番の説明をお願いします。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号2番、田1筆、転用面積450㎡、転用目的は賃貸借による駐車場でございます。

転用者は、申請地より約150m東に位置する医療法人でございます。

申請地は、〇〇駅より北東へ約700mに位置し、現在建設中である四国横断自動車道に隣接する農地です。ここは、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、既に除外が行われており現在は白地となっております。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから2種農地と判断されます。

転用者である医療法人にはかねてより来院者が多いことから、駐車場にて混雑が発生し利用者に迷惑をかけていたことから、近隣で従業員用駐車場を探していました。この医療法人は土地所有者より別の空き地を駐車場として借りていることから相談したところ、今後、高速道路により農作業が不便になると苦慮していたという本申請地の利用を打診され、この度の5条申請に至りました。

転用を行うために必要な資力については、医療法人の残高証明書が添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、土地の境界線には既存の擁壁があり、それに接する部分では擁壁より低くします。そして、擁壁より1 m内側には30度の勾配を付けた盛土をいたしますが、表層を碎石にて敷設することで土砂の流出を防ぎます。

排水については上水設備を設置せず、雨水については管理する〇〇土地改良区より排水することの承諾を得ており、駐車場への進入路として床板（しょうばん）を架けることは〇〇水利組合より同意を頂いております。

なお、申請地の賃借について、土地賃貸借契約書の写しが添付されております。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号2番については、許可やむを得ないと考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の島田委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

7番 島田委員

田浦の島田です。〇〇橋手前の〇〇と高速道路の建設地のちょうど間なんですけど、病院の駐車場としては問題ないと思いますので、審議のほど宜しくお願いします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号2番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号2番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号3番の説明をお願いします。

事務局（局長）

整理番号3番から5番の3件につきましては、同一利用での転用申請となりますので、一括してご説明させていただいてよろしいでしょうか。

議長（青木会長）

それでは、整理番号3番から5番の3件については、一括審議といたします。

事務局は説明をお願いします。

事務局（局長）

それでは、整理番号3番から5番について、一括してご説明させていただきます。

申請地は田4筆、合計面積3,546㎡、転用目的は高速道路建設に伴う迂回路設置でございます。

転用者は、高速道路建設を受注した〇〇と〇〇でございます。

申請地は四国横断自動車道阿南徳島東区間の〇〇に設けられる予定となっている仮称〇〇イン

ターチェンジ建設予定地より北へ約400mに位置する〇〇地区北側トンネル建設付近でございます。

この度、両工事請負業者が高速道路建設において、工事に必要な用地を特定し土地所有者と協議をした結果、現状復旧を条件に了解が得られたことから農地法第5条における一時転用の申請に至りました。

申請地は市街化調整区域の農業振興地域にある農地ではありますが、利用後速やかに農地として原状回復されることが確実であることから一時的な転用は可能です。なお、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから2種農地と判断されます。

農業振興地域内における一時転用であることから、この度の転用について、小松島市農林水産課へ農業振興地域整備計画への支障について意見を求めたところ、支障はないとの回答を頂いております。

この地域には土地改良区ありますが、一時転用の場合は原状回復が前提となっていることから、意見書の提出は求めておりませんが、それに代わる上申書が提出されており、万が一第三者から異議・苦情等の申し入れがあった場合には、事業所にて対応し解決するとされています。

排水について、上水道は設けないことから雨水のみで地下浸透といたします。

転用を行うために必要な資力については、自己資金で行うとのことで金融機関の残高証明書が添付されています。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無については、農地に隣接する箇所は、〇〇、〇〇の東側のみでございますが、隣接農地より数メートル離れた箇所に迂回路を設置することから、支障はないものと考えます。

また、許可前による着工であったことから、土地所有者より始末書の提出を受けております。

以上のことから、申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されることから整理番号3番から5番については、許可やむを得ないと考えます。

また、この案件につきましては、農用地内農地における一時転用事案であることから徳島県農業会議の諮問案件であることを申し添えます。

なお、担当の服部委員は本日欠席ということでご連絡を頂いておりますが、委員からは、この件については特に問題はないと伺っております。

以上です。

議長（青木会長）

それでは、整理番号3番から5番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号3番から5番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第2号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案書の4ページをお願いいたします。

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は23件、45筆です。

◆議案書にそって、利用権の種類、設定等をする者、設定等を受ける者、設定等をする農用地を朗読

それでは、審議内容について、ご説明いたします。

今回、利用権設定の申し出のあった農地については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

5ページからの一覧表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第3号の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第3号については、可決と認めます。

以上で議案第3号を終了いたします。

引き続き、議案第4号「非農地証明願について」について、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の9ページをお開きください。

議案第4号「非農地証明願について」、申請件数は1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請内容、申請者、届出受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号1番について説明させていただきます。

田1筆、面積173㎡、雑種地、住宅の庭としての非農地証明願になります。

申請地は〇〇に隣接しており、ここは申請人の実家で現在は弟が居住しています。申請地は昭和43年に申請人が実家に隣接しているとのことで購入致しましたが、都合により、県外へ転出することとなったため、弟が管理を任されました。

申請地は弟が管理することとなった時より住宅の庭として利用しており、今後も同様の用途にて利用していくことから現況に合わせる為、非農地証明願が提出されました。

長年庭として利用していたことは平成14年5月21日付けの国土地理院の航空写真において確認されています。

このことより、整理番号1番については、農地への復元が不可能、困難であり、人的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、農地行政上支障がないと認められます。

なお、地区担当である森委員、宮城委員、里村委員には事前にご確認いただいております。

以上のことから、証明書の交付については、やむを得ないと考えます。

なお、担当の森委員は本日欠席ということでご連絡を頂いておりますが、委員からは、こちらの案件については、特に問題はないとのことでございます。

以上です。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第4号の審議を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、届出件数2件、3筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人、譲渡人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は、畑1筆、転用面積462㎡、転用目的は露天資材置場、所有権移転での5条届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

整理番号2番は、田2筆、合計転用面積2,848㎡、転用目的は宅地分譲用地で、所有権移転での5条届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

事務局（次長）

それでは、議案書の11ページをお開きください。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数2件、4筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

賃貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として、農地法第18条第6項の規定による通知書および合意解約書に双方の署名がされ、提出されております。

以上でございます。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外2件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

終了時刻 午後2時 5分

会議録署名委員

2番 朝日 貴光 委員

11番 賀出 勝也 委員